

福島県家畜疾病経営維持資金畜産経営維持計画に関する事務処理要領

(平成16年5月21日付け16経第166号福島県農林水産部長通知)

(最終改正：令和4年12月21日付け4農支第3421号福島県農林水産部長通知)

第1 目 的

この要領は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号、以下「実施要綱」という。）別添2に基づき、畜産経営において家畜伝染病の発生等があった場合の畜産経営の継続、再開及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金の円滑な融通に資するため、実施要綱に基づき知事が畜産経営維持計画の承認等を行う場合の事務処理の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 対象資金

この要領の対象とする資金は、実施要綱別添2第2の1に定める次の資金とする。

- (1) 経営継続資金
- (2) 経営再開資金
- (3) 経営維持資金

第3 事務手続き等

1 計画の承認審査

実施要綱別添2第3の3の(3)に定める畜産経営維持計画（以下「経営維持計画」という。）の県における審査については、次により行うものとする。

- (1) 融資機関は、経営継続資金、経営再開資金又は経営維持資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）が作成した経営維持計画について、実施要綱別添2第3の3の(2)により、当該経営維持計画の内容を検討の上、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して、様式第1号（以下「意見書」という。）により知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、融資機関から経営維持計画が提出されたときは、(1)により融資機関から提出された意見書の内容を十分考慮してこれらを審査するものとし、必要に応じて、農林水産部関係課、家畜保健衛生所、市町村、福島県農業信用基金協会、その他の機関又は団体の意見を徴するものとする。
なお、知事は、借入希望者が豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する者である場合には、同計画の審査に当たり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守する意志を確認するものとし、当該借入希望者に同基準の遵守の意志がない場合には審査を行わないものとする。また、飼養衛生管理基準に不遵守項目がある場合には、当該借入希望者に対し改善を促すよう努めるものとする。
- (3) 知事は、(2)の審査の結果、当該経営維持計画が妥当と認められた場合は、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付し、実施要綱別添2第3の3の(4)に定める家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書を公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）を経由して、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (4) (3)において、次に掲げる経営維持計画については、理事長への提出を要しないこととされているため、知事が経営維持計画の承認を行うものとし、様式第2号により承認を行ったことを中央畜産会会長に報告するものとする。

ただし、借入を希望する資金が経営維持資金であって飼養畜種がめん羊又は山羊の場合にあつては、借入計画額に関わらず、理事長に提出するものとする。

- ア 借入希望者が個人の場合、借入計画額が2,000万円以下の経営維持計画
 - イ 借入希望者が法人の場合、借入計画額が8,000万円以下の経営維持計画
- (5) 知事は、(4)により経営維持計画を承認した場合又は中央畜産会を通じて実施要綱別添2第3の3の(4)の経営維持計画の理事長の承認の通知を受けた場合は、様式第3号により速やかに融資機関に通知するものとする。

2 計画の不承認

1の(2)の審査の結果、当該経営維持計画が妥当と認められなかった場合には、当該経営維持計画は不承認とするものとし、知事はその旨を様式第4号により融資機関に速やかに通知するものとする。また、中央畜産会を経由して理事長に提出した経営維持計画が承認されなかった場合も、上記と同様に融資機関に通知する。

3 計画の承認の取消し

- (1) 知事は、実施要綱別添2第3の2の(1)のキに該当する場合は、1の(4)の承認を取り消すものとし、その手続きは1の(2)に準ずるものとする。

なお、当該経営維持計画の承認を取り消した場合又は中央畜産会を通じて実施要綱別添2第3の2の(1)のクにより理事長から取消しの通知があった場合には、その旨を融資機関に様式第5号により速やかに通知するものとし、知事が承認を取り消した場合には、その旨を中央畜産会に速やかに通知するものとする。

- (2) 融資機関は、借受希望者が実施要綱別添2第3の2の(1)のキに該当する場合又は該当するおそれがあると認められる場合（期限の利益を喪失させる場合、畜産経営を中止する場合等）には、遅滞なく知事に報告するものとする。

4 実施要綱別添2第3の3により知事が行う承認等については、農林水産部農業経済課（以下「農業経済課」という。）が担当する。

5 計画の変更

- (1) 融資機関は、知事の承認又は理事長の承認を受けた経営維持計画につき、借入者から当該経営維持計画の内容を変更する申出があった場合は、変更後の経営維持計画の提出を受け、1の(1)の規定に準じて知事に提出するものとする。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りでない。

- (2) 知事は、(1)により経営維持計画の提出を受けたときは、1の(2)の規定に準じて承認を行うものとし、承認した旨を速やかに融資機関に通知するとともに、中央畜産会会長に報告するものとする。

第4 事業の実績報告

融資機関は、実施要綱別添2第7の4に基づき、事業の実績を報告するものとする。

第5 その他

1 経営維持計画の推進

- (1) 第3の1の(5)により経営維持計画承認の通知を受けた融資機関は、実施要綱別添2に従い適切に融通を行うこととし、資金融通後は当該経営維持計画が確実に履行されるよう借入者に対する適時適切な指導及び助言を行うものとする。

- (2) 融資機関は、(1)について、必要がある場合には、関係各機関等の協力を得ることができるものとする。

2 現地調査

農業経済課長は、必要がある場合は、関係機関と連携のうえ現地調査をするものとする。

3 この要領に定めるもののほか、事務処理の取扱いに必要な事項は、農業経済課長

が別に定める。

附則

この要領は、平成 16 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。